

カード番号を伝えただけで 支払ったことになるなんて

買い物をしたときに、交通系や流通系のプリペイド（前払い）カードで支払ったことはありますか。前もってチャージをしておけば、「おつりをもらう必要がない」「使うだけでポイントが付く」など、便利でお得だと急速に普及しています。このようなカードの使用は、カードを持っている人に限られます。

一方、誰でも使えるその場限りのプリペイドカードの普及も進んでいます。インターネットやコンビニエンスストアなどで購入でき、カードに記載された番号をインターネット上でやりとりすることで決済をすることが可能です。このようなプリペイドカードは、手に入りやすく匿名性が高いことから、問題のある取引に使われることがあります。今回は、その手口を知って、被害にあわないよう注意しましょう。



【平成27年版消費者白書から】



カードが手元にあるから安心?!・・・いいえ

「番号を伝えること」は「現金を渡すこと」と同じです!

インターネット上で利用できるプリペイドカードは、カードその物に金銭的価値が記録されているわけではなく、カードに記載された番号をインターネットに入力することで、額面の金額を支払うことができます。つまり、カードが手元になくても、番号さえ分かれば、誰でもお金を手にすることができるのです。

このような仕組みを利用した詐欺業者によるトラブルが全国の消費生活センターに寄せられています。架空の利用料金や商品の代金を請求し、相手が問い合わせをするとカードの購入を指示し、番号を「電話やファックスで伝えさせる」「写真に撮って送信させる」などでお金をだまし取る手口があります。インターネットによる決済は、金銭的な価値がすぐに相手に渡ってしまうため、だまされたと気づいても、相手の特定が難しく、被害の回復は困難です。

若い人の利用も増えているプリペイドカードですが、便利さだけでなく、危険もあることを理解して賢く利用しましょう。また、身に覚えのない請求がメールで送られてきた場合は、相手に連絡してはいけません。様子を見て、心配なら消費生活センターに相談をしてください。